

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和5年3月23日（木）

【報告事項】

1 2月定例県議会の結果について

（総務部）

警察本部から「2月定例県議会は、29日間の会期を終え、3月20日に閉会した。本会議における代表質問では、民主県政県議団からストーカー対策の強化について、緑友会から暴力団壊滅及び関連問題について、公明党から安全・安心な社会への取組等3件について、一般質問では、公明党から在宅就労支援について質問が行われた。警察委員会では、令和4年度福岡県一般会計補正予算等5件についての審査が行われ、いずれも原案どおり可決された。」旨の報告があった。

公安委員から「在宅就労支援についての質問は、県警察とどのような関係があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「質問の内容は障がい者の雇用率についてであり、県警察における障がい者の雇用率は2.65パーセントと法定雇用率を満たしている。」旨の説明があった。

公安委員から「法定雇用率を満たしていない場合はどうなるのか。」旨の発言があり、警察本部から「できる限り早期の達成を目指し、障がい者の採用に取り組むこととなる。」旨の説明があった。

2 令和4年度警察情報システム監査の実施結果について

（総務部）

警察本部から「令和4年6月から同年12月までの間、全所属を対象に令和4年度警察情報システム監査を実施した。良好事項として、繰り返しの情報セキュリティ教養の実施、捜査支援用パソコンの定期的な更新及び抜き打ちでの所属内点検の実施があり、要改善事項として、外部記録媒体の管理不徹底、指導事項として、パソコン等の管理不徹底などがあった。今回の監査結果を踏まえ、情報セキュリティ担当者による毎月教養の実施や同担当者に対する研修会の開催等により、更なる情報管理の徹底を図る。」旨の報告があった。

公安委員から「外部記録媒体内の画像等の残存について、同媒体は組織的に管理し、私物は使用していないのか。」旨の発言があり、警察本部から「捜査等には組織的に管理している外部記録媒体を使用しており、原則として、記録された画像等は速やかにパソコン等に取り込んだ後、消去することとしている。」旨の説明があった。

公安委員から「警察が取り扱うデータの保存期間は、どのくらいなのか。」旨の発言があり、警察本部から「データの保存期間は内容によって異なり、用済み後廃棄のものから長期のものまでである。また、事件の証拠となるデータについては証拠化を図り、適正に保存している。」旨の説明があった。

3 令和5年度総合監察の実施計画について

（警務部）

警察本部から「令和5年度の実施計画については、監察項目を一部見直し、服務監察は、「県民の立場に立った警察活動の推進に関する取組状況」を追加し、「組織的な健康管理対策の推進」については、着眼点を飲酒問題総合対策に関する指導状況からメンタルヘルス対策の推進に関する項目に変更する。業務監察は、「個人情報適切な管理」を追加し、「適正な留置管理業務の推進状況」については、着眼点に「当

直員との連携」に関する項目を追加した。なお、対象所属は、本部、警察署等61所属を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「総合監察は、いつ実施するのか。」旨の発言があり、警察本部から「4月から順次実施していく。」旨の説明があった。

公安委員から「メンタルヘルスについては社会的にも重要な問題であるが、県警察においてはどのような取組を行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「県の取組等について情報共有し、各所属の実情に見合った取組を推進している。」旨の説明があった。

4 子供と女性を性犯罪等の被害から守る予防対策強化月間の実施について

(生活安全部)

警察本部から「進学や就職等により生活環境が変化する4月を強化期間に定め、性犯罪等の予防対策を推進する。期間中は、性犯罪等を発生させないための活動の推進、性犯罪等の被害防止に向けた教育及び広報啓発の推進並びに発生実態に応じた性犯罪等の起きにくい環境の整備に取り組むこととしている。主な取組として、福岡県警察音楽隊と連携した啓発キャンペーンやSNS広告を活用した防犯動画の配信及び鉄道事業者と連携した痴漢・盗撮対策を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「SNS有料広告の費用は、予算として計上しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「約700万円を予算として計上し、啓発動画の作成・配信等を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「防犯アプリ「みまもっち」を活用して広報啓発等を行っているとのことであるが、学校で携帯電話の使用が禁止されているような子供たちへの対策も行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「学校とは常に連携を図っており、従来どおり警察官が学校に出向いて防犯教室を開催するなどしている。」旨の説明があった。

公安委員から「性犯罪等の加害者に対し、どのような再犯防止対策を講じているのか。」旨の発言があり、警察本部から「子供を対象とした性犯罪の加害者で、一定の要件に該当する者に対しては面接などを行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「性犯罪等は発生させないことが特に重要であるので、しっかり取り組んでもらいたい。」旨の発言があった。

5 令和4年中の少年の非行・被害及び児童虐待の状況について

(生活安全部)

警察本部から「少年の非行・被害については、県内における刑法犯少年の検挙補導人員は1,213人、非行者率は2.6人でいずれも前年より増加した。特徴として、検挙補導人員の約5割を窃盗犯が占めており、大麻事犯総検挙人員の約2割が少年という状況である。また、SNSに起因する事犯の被害児童が低年齢化の傾向がみられる。児童虐待については、児童相談所に通告した児童数は6,940人で年々増加しており、事件検挙件数は111件で前年より減少した。また、警察が児童相談所長の委託を受けて一時保護した児童数は344人であった。」旨の報告があった。

公安委員から「少年の非行・被害及び児童虐待の状況について、全国的にみて本県は高い数値となっているが、何か理由があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「検挙補導人員や通告児童数が全国上位となっている点については、収集した情報に基づく積極的な検挙補導活動や、児童相談所等と連携した迅速・的確な対応などがその一因と考えられる。」旨の説明があった。

公安委員から「少年の非行に関しては、家庭における教育やその環境などについて社会全体で考えていく必要があるのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「幼少期のしつけや思春期の教育の重要性については県警察としても認識しているところで

あり、保護者に向けた取組として、少年補導職員を中心にチャイルドケア講演や思春期サポート講演を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「少年の非行は警察だけの問題ではないため、自治体、学校、保護者等と連携しながら、非行防止や立ち直り支援等を推進してもらいたい。」旨の発言があった。

6 第20回統一地方選挙違反取締本部の設置について

(刑事部)

警察本部から「第20回統一地方選挙に伴い、3月20日、警察本部及び県下36警察署に選挙違反取締本部を設置し、所要の取締り体制を確保した。今後は、選挙の公正の確保、正当な選挙運動の自由の確保及び悪質な選挙犯罪の検挙を基本方針とし、不偏不党かつ厳正公平な取締りに努める。」旨の報告があった。

公安委員から「一般の方では、どのような行為が選挙違反に当たるかわからない場合も多いのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「選挙違反の例としては買収罪や選挙の自由妨害罪等があり、インターネット上でも情報が公表されている。」「選挙違反については、選挙管理委員会等が情報発信を行っている。また、選挙違反に該当する行為であっても、軽微なものについては警告措置を講じている。」旨の説明があった。

公安委員から「公正な選挙が行われるよう取締りを願います。」旨の発言があった。

7 新入学児童等交通安全活動強化期間の実施について

(交通部)

警察本部から「統一地方選挙の実施に伴い、春の交通安全県民運動が5月に行われることから、これに先立ち、全国的な取組の一環として、4月6日から同月15日までの10日間、新入学児童等に対して交通安全活動を強化する。具体的推進事項は、通学路における保護誘導活動の推進、通学路における合同パトロールの実施、交通指導取締りと連動した広報啓発活動の推進及び4月14日に実施する全国一斉通学路交通指導取締りである。」旨の報告があった。

公安委員から「今回は春の交通安全県民運動と分離して行われるということであるが、規模は縮小されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「規模を縮小して実施するというよりも、春の交通安全県民運動に加えて本取組を実施するものである。」旨の説明があった。